

印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興策基本計画策定業務委託

仕様書

本仕様書は、最優秀提案者のプロポーザル資料及び
ヒアリング結果等により、一部変更する場合がある。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

印西地区環境整備事業組合

目次

第1章 総則

第1節 一般事項	1
第2節 手続き関係	5
第3節 基礎情報	6

第2章 業務内容

第1節 地域振興策基本計画（素案）の作成	7
第2節 地域振興策基本計画（素案）のブラッシュアップ	9
第3節 地域振興策基本計画の作成	11
第4節 成果品	12

別紙1：位置図（建設候補地の位置）

別紙2：概略スケジュール

第1章 総則

第1節 一般事項

第1項 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画策定業務委託
(以下「本業務」という。)

第2項 用語の解説

(1) 次期中間処理施設

新たに整備する一般廃棄物中間処理施設の総称

- ①施設構成
 - i 熱回収施設 (施設規模は156 t/日程度の見込み)
 - ii リサイクルセンター (施設規模は15 t/日程度の見込み)
 - iii リサイクルプラザ (施設規模は未定)
 - iv 管理棟 (施設規模は未定)
- ②稼働開始目標年度 平成40年度
(ただし、より早期の稼働開始に向け最大限努力する)
- ③検討状況 第3項でリンクしている施設整備基本計画及びパブリックコメント資料を参照

(2) 建設候補地

次期中間処理施設を整備する用地 (別紙1の位置図を参照)

- ①名称 吉田地区
- ②地番 印西市吉田546番、他32筆 (市街化調整区域)
- ③面積 26,125 m² (公簿面積)
- ④用地買収予定年度 平成29年度

(3) 吉田区

吉田地区の地元町内会

- ①組織範囲 印西市大字吉田の全域 (市街化調整区域)

(4) 地域振興策

次期中間処理施設の整備事業における周辺対策 (吉田区の地域活性化を図る)

- ①検討状況 第3項でリンクしている地域振興策基本構想及びパブリックコメント資料を参照

第3項 本業務に係るこれまでの経緯

印西市、白井市及び栄町（以下「関係市町」という。）で構成する印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）では、昭和61年に稼働開始した現中間処理施設（印西市大塚一丁目1番地1に立地する印西クリーンセンター）の老朽化に伴い、新たに吉田地区で次期中間処理施設と地域振興策の整備事業を進めている。

平成年月	経緯
26/1~3	用地検討委員会（諮問機関）が次期中間処理施設の候補地を広く公募 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/26-tousin-siryousiryou3-.pdf
26/7	吉田区が条件付きの同意書や地域振興策のアイデアを用地検討委員会へ提出 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/26-tousin-siryousiryou16-.pdf
26/9	用地検討委員会が吉田地区を総合順位第一位とした次期中間処理施設用地の検討結果を答申 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/26-saisyuutousinsyosiryou-.html
26/11	吉田地区を建設候補地として選定 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/26-senteikekkahoukokukai-2-.pdf
27/3	吉田区と組合が基本協定を締結 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/26-jiki-kihonkyoutei-tyouin-3-.pdf
28/4	施設整備基本計画を策定（次期中間処理施設の基本計画） http://www.inkan-jk.or.jp/creen/28-jiki-sisetu-kihonkeikaku-.html 地域振興策基本構想を策定（周辺対策の基本構想） http://www.inkan-jk.or.jp/creen/28-jiki-chiiki-kihonkousou-.html
29/1	吉田区と組合が締結する整備協定書（案）に対するパブリックコメントを募集（平成29年3月末までに整備協定を締結予定） http://www.inkan-jk.or.jp/creen/28-pubcomment-.html

第4項 本業務の目的

平成29年3月末までに吉田区と組合が締結する予定の整備協定のもと、地域振興策基本構想で掲げた「地域に求められる将来像」が達成され、合わせて「地域の課題」が解決される地域振興策の基本的事項を整理する。

地域に求められる将来像

<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/28-jiki-chiiki-kihonkousou-s-12.pdf>

地域の課題

<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/28-jiki-chiiki-kihonkousou-s-15.pdf>

第5項 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、前項で掲げる本業務の目的を達成するために必要と認められる事項については、組合と協議のうえ受注者はこれを行うこと。

第6項 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日（平成29年5月31日の予定）の翌日から平成30年3月31日までとする。（別紙2の概略スケジュールを参照）

第7項 連絡等

本業務の履行に係る各種資料の作成方針及び進捗状況等について、組合への連絡、報告、申出、協議及び質問（以下「連絡等」という。）を綿密に行うこと。

第8項 業務打合せ記録簿の作成

組合と業務打合せ（電話による業務打合せを含む）を行った際は、業務打合せ記録簿を作成し組合に提出すること。

第9項 現地情報の把握等

吉田区内の現地踏査を十分に行い、現地情報を多面的且つ的確に把握すること。
また、把握した現地情報を成果品に的確に反映させること。

第10項 成果品の作成における留意点

成果品の作成における留意点は、次に掲げる事項のとおり。

(1) 用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番縦型とする。

また、図面等、止むを得ず当該サイズ以外を用いる場合であっても、当該サイズに折り込むこと。

(2) 第2章第2節第4項で規定するとおり、パブリックコメント募集を実施することなどから、適度にカラー化し、合わせて写真、イラスト、グラフ、スキーム図及び模式図等を多用することで、内容把握の容易性向上に努めること。

また、難解な事項及び専門用語については、簡明な解説文を付記すること。

(3) 根拠資料を明確にし、文献その他を引用した場合は引用元を付記すること。

第11項 成果品の帰属等

成果品の所有権、著作権及び利用権は、組合に帰属するものとする。

また、納品後であっても成果品に誤記又は違算等が認められた場合は、速やかに訂正し再納品すること。

なお、当該再納品に要する経費は受注者の負担とする。

第12項 法令等の遵守

本業務の履行にあたり関係する法令及び通知等を遵守すること。

第2節 手続き関係

第1項 担当者の選任

直接的な雇用関係にある従業員の内から、次の（1）から（3）に掲げる担当者を選任すること。（各担当者間の兼任はできない）

また、（1）の統括担当者、又は（2）の主任担当者の内、1人以上が本業務と同種業務（公共施設を対象とした事業導入可能性調査、基本構想、基本計画及び管理運営計画等）の経験を有すること。

（1）統括担当者（1人選任）

本業務の統括的な指揮・監督を担当する。

（2）主任担当者（1人以上選任）

本業務の指揮・監督及び組合との連絡等を担当する。

（3）担当者（1人以上選任）

主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際における組合との連絡等を担当する。

第2項 提出書類

契約締結後に手続き書類として提出が必要なものは、次に掲げる事項のとおり。

（1）着手時

①着手届

②統括担当者選任通知書（契約書第3条第1号で規定）

③主任担当者選任通知書（契約書第3条第2号で規定）

④担当者選任通知書（契約書第3条第3号で規定）

⑤業務計画表（契約書第4条第1項で規定）

（2）完了時

①完了届（契約書第14条第1項で規定）

②成果品引渡申出書（契約書第14条第3項で規定）

第3節 基礎情報

第1項 法人の設立

吉田区は、地域振興策施設等の運営管理に当たり、新たに法人を設立する予定である。
(当該法人へ委託する業務内容等は、吉田区と組合の協議により決定する)

第2項 地域振興策の供用開始予定時期等

地域振興策基本構想で掲げる4つの展開種別毎の供用開始予定時期等は、下表のとおり。

展開種別	供用開始予定時期等
A 地域の持続と再生に必要なインフラ整備等	可及的速やかに整備
B 地域内外の人々が集う多機能な複合施設	次期中間処理施設の稼働開始以降に供用開始
C 次期中間処理施設からの排熱利用事業等	次期中間処理施設の稼働開始以降に供用開始
D 里地里山の保全と活用	可及的速やかに取組に着手

地域振興策基本構想で掲げる4つの展開種別

<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/28-jiki-chiiki-kihonkousou-h-03-.pdf>

第3項 地域振興策整備予算の上限額

地域振興策整備予算の上限額は、調査費用、用地取得費用等及び消費税等を含む一式で、3,381,000,000円を予定する。

ただし、社会情勢の変化による著しい物価変動及び消費税等の改定があったときは、本上限額を見直す場合がある。

第4項 次期中間処理施設からの排熱供給

次期中間処理施設で発生した排熱エネルギーは、当該施設の操業に必要となる量を除き、地域振興策で最大限活用することを目指す。

なお、操業状況別の供給可能予定熱量は、下表のとおり。

操業状況	年間予定日数	供給可能予定熱量
全炉停止	7日	—
1炉運転	192日	14.7GJ/h
2炉運転(全炉運転)	166日	42.4GJ/h

※排熱を用いて発電した電力を供給することも可能

第2章 業務内容

第1節 地域振興策基本計画（素案）の作成

第1項 資料の収集

本業務の履行にあたり必要となる資料の収集を行うこと。

また、必要に応じて民間事業者へのアンケート調査及びヒアリングを実施すること。

なお、本業務に利用できる組合所有の資料は、受注者が貸与品リストを組合に提出した後、業務完了までの間、当該資料を貸与する。

第2項 地域振興策基本計画（素案）の作成

第1章第1節第4項で規定する本業務の目的が達成される地域振興策基本計画（素案）を平成29年10月末までを目途に作成すること。

なお、同年11月から開催予定の有識者懇話会（第2節第1項）及び吉田区検討委員会（第2節第2項）などにおいて地域振興策基本計画（素案）に対する意見をいただき、内容のブラッシュアップを図る。

地域振興策基本計画（素案）の作成範囲は、次に掲げる事項のとおり。

（1）基礎情報の整理

- ①これまでの経緯
- ②地域振興策を展開する目的の明確化
- ③関連計画の整理
- ④吉田区及び周辺地域の現況

（地勢、歴史、気象、人口、商圈人口、産業、農畜産物、特産品、土地利用、自然環境、集客施設、観光資源、地域資源、イベント、公共交通、計画を含む道路網及び災害想定など）

- ⑤想定される地域ニーズ
- ⑥先進地の動向

（2）地域振興策基本計画

- ①地域振興策のコンセプト・総称・キャッチフレーズ
- ②地域振興策に求められる機能
- ③地域のブランド化に求められる要素
- ④環境計画の概要

（ランドスケープと調和した環境計画の方向性を明らかにする）

- ⑤メインターゲットとする施設利用者の属性
- ⑥排熱の利用方針（カスケード利用等を含む）
- ⑦進出が期待される排熱利用事業の種別

- ⑧排熱利用事業者等の募集条件
- ⑨商品開発・新たな特産品創出の可能性
- ⑩周辺の集客施設、観光資源、地域資源及びイベントとの連携・タイアップ
- ⑪新たな地域振興策のアイデアを抽出
(地域振興策基本構想で100策のアイデアを抽出しているが、その他の有効なアイデアを抽出する)
- ⑫展開する地域振興策
(地域振興策基本構想で抽出した100策のアイデア及び本業務で新たに抽出したアイデアの中から、展開する地域振興策を選択する)
- ⑬地域振興策を展開する用地
(地域振興策を展開する用地は基本的に吉田区内とするが、吉田区の意向のほか、次期中間処理施設で発生する排熱の供給効率、アクセス道路の整備計画(平成29年度に本業務とは別に検討)及び土地利用の将来像などを勘案し、幅広い選択肢を持つものとする)
- ⑭地域振興策施設の規模・構造・意匠
- ⑮関連施設(園路、駐車場、調整池、排水路、緑地帯、散水栓及び防火水槽など)
- ⑯大規模災害時における防災拠点・復興拠点としての機能
- ⑰造成計画の概要
- ⑱ゾーニング及び動線
- ⑲配置計画平面図・イメージ断面図・イメージパース
- ⑳施設施工時における生活環境及び自然環境への配慮
- ㉑交通弱者への配慮
- ㉒労働環境への配慮
- ㉓PR活動の方針
- ㉔住民参加の機会
- ㉕開発手続き
- ㉖交付金・補助金の活用
- ㉗整備手法・運営手法・事業スキーム
- ㉘求められる人材・組織
- ㉙施設利用者数の想定・目標
- ㉚概算総整備費の算出
- ㉛事業収支の試算(経営シミュレーション)
- ㉜施設修繕計画の概要
- ㉝整備スケジュール

(3) 諸考察

- ①期待される地域振興策の効果
- ②地域振興策の持続可能性
- ③想定される地域振興策の課題・リスク

第2節 地域振興策基本計画（素案）のブラッシュアップ

第1項 有識者懇話会

地域振興策基本計画（素案）のブラッシュアップを図ることを目的に開催する有識者懇話会に、第1章第2節第1項（1）で規定する統括担当者及び同項（2）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、資料説明及び質疑応答を支援すること。

本懇話会に関する詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）本懇話会に出席する有識者の選定（4名程度の予定）は、組合が担任する。
- （2）本懇話会の開催毎、事前に行う有識者との打合せは、組合が担任する。
- （3）本懇話会の開催日程は、平成29年11月から平成30年3月にかけて、概ね月1回の頻度で5回開催する。（平日開催の予定）
- （4）本懇話会の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
- （5）本懇話会の開催場所は、組合の会議室とする。
- （6）本項の本文で規定する出席者以外の「直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として本懇話会に同席することは妨げない。
- （7）本懇話会の議事を簡明に箇条列記した会議報告書を作成すること。

第2項 吉田区検討委員会

地域振興策基本計画（素案）のブラッシュアップを目的に開催する吉田区検討委員会に、第1章第2節第1項（1）で規定する統括担当者及び同項（2）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、資料説明及び質疑応答を支援すること。

本委員会に関する詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）本委員会に出席する委員は、吉田区内に居住する住民12名程度を予定する。
- （2）本委員会の開催毎、事前に行う住民代表との打合せは、組合が担任する。
- （3）本委員会の開催日程は、平成29年11月から平成30年3月にかけて、概ね月1回の頻度で5回開催する。（土曜日開催の予定）
- （4）本委員会の開催時間は、19時から21時の2時間程度を予定する。
- （5）本委員会の開催場所は、吉田地区構造改善センターとする。（集合場所は組合）
- （6）本項の本文で規定する出席者以外の「直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として本委員会に同席することは妨げない。
- （7）本委員会の議事を簡明に箇条列記した会議報告書を作成すること。

第3項 全体説明会

地域振興策基本計画（素案）の全体説明会に、第1章第2節第1項（1）で規定する統括担当者及び同項（2）で規定する主任担当者の内から1人以上が出席し、資料説明及び質疑応答を支援すること。

本説明会に関する詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）本説明会は、関係市町の住民を対象に開催する。
- （2）本説明会の開催日程は、平成30年2月中に1回開催する。（日曜日開催の予定）
- （3）本説明会の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定する。
- （4）本説明会の開催場所は、組合の会議室とする。
- （5）本説明会の資料について、地域振興策基本計画（素案）を基礎とし、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアを用いて簡明に作成すること。
- （6）本項の本文で規定する出席者以外の「直接的な雇用関係にある従業員」が、補助員として本説明会に同席することは妨げない。
- （7）本説明会の議事を簡明に箇条列記した会議報告書を作成すること。

第4項 パブリックコメント募集

地域振興策基本計画（素案）のパブリックコメント募集に係る回答書を作成すること。

本パブリックコメント募集に関する詳細は、次に掲げる事項のとおり。

- （1）本パブリックコメント募集は、関係市町の住民を対象に実施する。
- （2）本パブリックコメント募集は、平成30年2月中に実施する。

第3節 地域振興策基本計画の作成

第1項 地域振興策基本計画の作成

有識者懇話会（第2節第1項）、吉田区検討委員会（第2節第2項）、全体説明会（第2節第3項）及びパブリックコメント募集（第2節第4項）で寄せられた意見を起因とする組合の指示により、地域振興策基本計画（素案）の修正資料（差替資料）及び追加資料を適宜取り纏め、地域振興策基本計画を作成する。

また、合わせて当該基本計画の概要版を作成する。

第4節 成果品

第1項 成果品

成果品	部数	納品時期
①業務打合せ記録簿	業務打合せの都度1部	業務打合せ日の翌日から起算した3日以内とする。(土日祝日を除く、以下同じ)
②収集資料	収集の都度1部	収集の都度速やかに。
③地域振興策基本計画 (素案)	30部 (パイプ式ファイル綴じ)	平成29年10月末までを目途とする。
④有識者懇話会の 会議報告書	開催の都度1部	開催日の翌日から起算した5日以内とする。
⑤吉田区検討委員会の 会議報告書	開催の都度1部	開催日の翌日から起算した5日以内とする。
⑥全体説明会の説明資料 (パワーポイント等)	60部	組合との業務打合せによる。
⑦全体説明会の 会議報告書	1部	開催日の翌日から起算した5日以内とする。
⑧パブリックコメントの 回答書	1部	意見書提出期限の翌日から起算した5日以内とする。
⑨地域振興策基本計画	10部 (パイプ式ファイル綴じ)	組合との業務打合せによる。
⑩地域振興策基本計画の 概要版	10部 (レール式ファイル綴じ)	組合との業務打合せによる。
⑪上記成果品の作成データ及びPDFデータ	2枚 (CD-R等に保存)	組合との業務打合せによる。

※綴じ方に指定がないものは、ホチキス止めとする。

位置図（建設候補地の位置）

市町名	面積 (km ²) ※
印西市	123.79
白井市	35.48
栄町	32.51



※平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 26 年 10 月 1 日）



